

別表2（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内 容
設備購入費	<p>店舗・事業所の外装及び内装工事費用、機械、工具、器具及び備品の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住居兼店舗・事業所については、店舗等の占有部分のみが対象 ● パソコンやプリンター等の汎用品の購入については、当該事業に直接必要とするものが対象
広報費	<p>広告宣伝費及びパンフレット等印刷費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新聞折込、雑誌・WEB 広告費 ● チラシ・パンフレット印刷費 ● イベント等出展費 ● ダイレクトメールの郵送料 ● 当該事業費の50%を上限とする
開発費	<p>新商品等の試作開発に係る材料費、パッケージデザイン料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際に販売する商品等に係る材料費、パッケージ代は対象外
賃借料	<p>店舗・事業所の賃借料、機械設備等のリース料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住居兼店舗・事業所については、店舗等の占有部分のみが対象 ● 敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、管理費、利用料、保証料、消費税等は対象外 ● 三親等以内の親族との賃貸借契約に基づくものは対象外 ● 交付決定日の属する月から6か月を上限とする
車両購入費	<p>買い物弱者対策に取り組む事業（生鮮食品及び日用雑貨等の販売）で、買い物弱者の居住する地区で移動販売、宅配事業を行うための車両購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普通乗用車（軽自動車を含む）、当該事業に必要な付属品等、自賠責保険、自動車税等は対象外
委託費	<p>当該事業を行うにあたり、試作品の製作費やホームページ製作費、マーケティング調査やブランディング等自ら</p>

	実行することが困難な事業の委託に必要な経費
外注費	当該事業を行うにあたり、備品やアプリケーション等の設計、製造等自ら実行することが困難な事業の外注に必要な経費
会社設立時の登記に要する経費	<p>専門家への業務委託料、手数料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 印紙代、登録免許税は対象外
その他市長が適当と認める経費	上記に掲げるもののほか、創業に必要な経費として認められるもの